	⑶　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 ⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数 ⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑽　介護職員等処遇改善加算(V)⑽　イからチまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 ⑾　介護職員等処遇改善加算(V)⑾　イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑿　介護職員等処遇改善加算(V)⑿　イからチまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ⒀　介護職員等処遇改善加算(V)⒀　イからチまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ⒁　介護職員等処遇改善加算(V)⒁　イからチまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
9　（略）	9　（略）

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1　介護予防認知症対応型通所介護費	1　介護予防認知症対応型通所介護費
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　介護職員等処遇改善加算	ニ　介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対	注1　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防